



平成 29 年 2 月 3 日

各位

会社名 カルソニックカンセイ株式会社
代表者名 代表取締役社長 森谷 弘史
(コード：7248、東証第 1 部)
問合せ先 グローバルファイナンス本部
財務戦略企画グループ部長 秋山 豊彦
TEL. (048) 660-2111

剰余金の配当（特別配当）のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 11 月 22 日付で公表いたしました「CK ホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「当社意見表明プレスリリース」といいます。）に記載の CK ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関連して、本公開買付けの成立を条件とする剰余金の配当（以下「本特別配当」といいます。）を実施するための本特別配当に関する基準日設定を行うことについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

本公開買付けに対する意見表明及び本特別配当については、当社意見表明プレスリリースもご参照ください。

記

1. 本特別配当に関する基準日設定

当社は、本特別配当を実施するため、平成 29 年 2 月 21 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者をもって、本特別配当の支払いを受けることができる権利者といたします。

- (1) 基準日 : 平成 29 年 2 月 21 日（火曜日）
- (2) 公告日 : 平成 29 年 2 月 3 日（金曜日）
- (3) 公告方法 : 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.calsonickansei.co.jp/announcement/index.html>

2. 本特別配当基準日設定の理由について

当社は、平成 28 年 11 月 22 日開催の取締役会にて公開買付者による当社株式に対する本公開買付けに関して、当該時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。なお、当該取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を完全子会社化することを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であること等を前提として行われたものです。

当社の平成 29 年 1 月 25 日付「定款の一部変更、並びに資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少に関する承認決議のお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社は本公開買付けに関連して、平成 29 年 1 月 25 日に (i) 定款の一部変更並びに (ii) 資本金の額、資本準備金の額及び利益準備金の額の減少を付議議案とする当社の臨時株主総会（以下「本特別配当関連臨時株主総会」といいます。）を開催し、平成 29 年 9 月 29 日までの日を基準日と定めて剰余金の配当をする場合には、剰余金の配当の決定を当社の取

締役会においても可能とする定款の規定を追加することを本特別配当関連臨時株主総会にてご承認頂いております。

公開買付者が本日付けで公表した「カルソニックカンセイ株式会社株券等（証券コード 7248）に対する公開買付けの実施に向けた進捗状況のお知らせ」によれば、公開買付者により本公開買付けの開始に向けて取得が必要となる国内外の競争法に基づく手続及び対応は完了したとのことであり、公開買付者は、公開買付者の平成 28 年 11 月 22 日付「カルソニックカンセイ株式会社株券等（証券コード 7248）に対する公開買付けに関するお知らせ」で公表したその他の前提条件が充足されることを前提として、平成 29 年 2 月 22 日を公開買付開始日として、本公開買付けを開始することを予定しているとのことです。当社は、平成 29 年 2 月 22 日に本公開買付けが予定どおり開始されることを前提に、平成 29 年 2 月 21 日を本特別配当に係る特別配当基準日と設定する旨を当社取締役会にて決議いたしました。上記基準日より後に当社株式を取得した当社の株主は、当該当社株式に係る本特別配当の支払いを受領することができません。また、本特別配当は、本公開買付けの成立を条件として実施される予定であるため、本公開買付けが成立しなかった場合には、本特別配当の支払いを受領することができません。

なお、本日時点においては、本特別配当における 1 株あたりの配当金額は 570 円程度（但し、570 円を上限とします。）を予定しておりますが、1 株あたりの配当金額を含む本特別配当の内容につきましては、平成 28 年 12 月末日を臨時決算日とする当社の臨時決算の承認を経て、平成 29 年 2 月中旬までに開催予定の当社取締役会にて決議し、公表する予定であります。

以上